

岐阜市立長森南小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年 7月改定
令和2年 4月改定
令和3年 4月改定
令和4年 4月改定
令和5年 4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立長森南小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日実施された「いじめ防止対策推進法（以下法という）の法第13条に基づき、本市においては令和元年、中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び岐阜市が制定した「いじめ防止等対策推進条例（R2改正）」の改正を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という認識に立ち、全ての教職員が児童の小さな変化を見逃さない体制を築き、全教育活動を通して豊かな心を育み助け合い励まし合って生活することができるよう指導することで、温かい学校の風土を築いていきたい。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

（1）いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条による】

《補足》

- いじめには多様な態様があり、いじめかどうかを確認する際にいじめの標的となった児童（被害者）が二次被害を恐れて否定するケースがある。本人が否定したとしても、複数の児童からの聞き取りを行うなど、周辺の状況等を客観的に確認し、判断することが重要である。
- いじめの中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。いじめの標的となった児童の被害状況や意向を把握し、いじめた側への教育的配慮を踏まえ、教育委員会や警察と連携した対応を図ることが重要である。（暴行、恐喝、インターネット関連）

（2）いじめの解消

- いじめに係る行為が止んでいること
いじめの解消は、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。また、行為が止んでいない場合は改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において事案に応じ外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(3) 基本認識

学校は、子どもたちが安心して学びに向かうことができる教育環境を整える責務を負っている。学校の教職員、保護者、地域住民がそれぞれの立場で参画する学校の教育活動において以下の認識に立ち、いじめの防止等に取り組む。

- ・ いじめは、絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・ いじめは、いつ、どこでも、どの児童にも起こりうる。
- ・ いじめは、見ようと思って見ないとみつけにくい。
- ・ いじめ問題に対しては、被害者の立場に立ち素早い対応をする。
- ・ いじめ問題に対しては、組織が一体となり未然防止・解決に取り組む。
- ・ いじめを防止するために、生命の尊厳を理解する教育、一人ひとりが価値ある大切な存在として互いに認め合う教育に取り組む。

(4) 学校が児童に示す構え

かけがえのない大切な一人ひとり～誰もひとりぼっちにさせない～

【学校が児童に示す4つの構え】

1. どの子も全力で応援します。誰も一人ぼっちにさせません。
2. いつでもどんな相談も聞きます。どんなことも受け止めます。
3. 仲間に悲しい思いをさせる子はみんなで指導します。いじめはみんなで必ず止めます。
4. 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かいります。教職員全員で問題解決に立ち上ります。

この構えに基づき、学校は保護者、関係機関、地域住民と連携し、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題の対処を行い、児童を守る。

(5) 保護者の責務

- ・ 保護者は、保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識等の指導、思いやりの心の育成などに努める。
- ・ 保護者は、保護する児童がいじめを受けた場合には、学校に報告、情報提供し、連携・協力して保護する。
- ・ 保護者は、学校が講ずるいじめ未然防止のための取組に協力する。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 人権感覚の高揚

自分を大切にするのと同じように、相手の生命や人権を大切にする。人権を侵害する言動に対する敏感な認識力をもち、決して見て見ぬふりをしない行動力を育てる。また、教職員の人権感覚を高める研修や自己チェック表による振り返りを行う。

(2) 道徳教育の充実

豊かな心を育み、助け合い励まし合って生活することができる。望ましい人間関係を築くよう取り組み、全教育活動を通して指導し、温かい学校の風土を築く。互いのよさを見つけ、認め合う「よさ見つけ」累積、いじめ未然防止に係る校内掲示を通して、一人ひとりが価値ある大切な存在として互いに認め合う関係を構築する。

(3) 自己有用感と自尊感情を育む授業・学級経営

児童が主体的に取り組み、「分かった、できた」という達成感や満足感が味わえる授業づくりに努める。また、一人一人が役割をもち、学級を支える一員として大切にされる学級経営に努める。

(4) 人との関わり方を学ぶ体験活動の充実

異年齢集団による活動を充実させる。また、望ましい人間関係を築けるよう、「協力」「支え合い」を重点にした学校行事・学年行事を行う。

(5) コミュニケーション能力の育成

言葉で伝え合う力の育成を重視し、「言語活動」を取り入れた授業実践に努める。

(6) デジタルシチズンシップの推進

インターネット使用のルールやモラルに関するアンケートを行い、指導計画に基づいた各学年の指導を確実に行い自ら考え行動できるようにする。インターネット上のトラブル、誹謗中傷に関する保護者への啓発を進める。

(8) 児童会による取組の充実

「いじめゼロ宣言」「花束の言葉」「無くそうナイフの言葉」等、児童自身の組織的な取組を活発化し、いじめ防止に関する学校全体の意識を高める。

(9) いじめの早期発見と見落としの防止

いじめを早期に発見するためには、日常の観察や日記、保護者との連絡が重要になる。また、いじめに関するアンケートを実施する際には児童が周囲の目を気にせず回答できる環境を整え実施する。児童が回答したアンケートは、担当する学年の複数の職員でその日のうちにダブルチェックを行う。また、いじめに関する回答があった場合には学年主任やいじめ対策監と一緒に関係児童から聞き取りを行い、状況の把握と被害児童の安全確保を迅速に行う。

3 いじめ早期発見・早期対応のための措置

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうる」という認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り丁寧な日常観察を行って、児童の小さな変化を見逃さない体制を築く。

- けがやその他の身体的変化 表情、情緒、言葉遣いの変化 成績の下降や忘れ物の増加
- 仲間関係の変化 教師の所在を確かめる行為 服装の変化や乱れ 持ち物の紛失
- 理由が不明確な欠席、遅刻 保健室、職員室、図書室等への頻繁な出入り 頻繁な独り言
- 集団の前では教師の近づきを避ける振る舞い タブレット型 PC (iPad) への書き込み

(1) アンケート等による的確な情報収集

- 心のアンケート（児童が回答） 年3回実施（6月・10月・1月）
- いじめアンケート（保護者が回答） 年2回実施（三者懇談前）
- アンケートのダブルチェック → 学年主任・いじめ対策監と共に聞き取りを実施
- アンケートに加え、日常の観察、保護者との連絡が重要になる。

(2) 不安や悩みを抱える児童に働きかける相談体制・相談窓口の整備

- 相談ポスト「こころのポスト」の活用
- スクールカウンセラー、スクール相談員の活用
- 学級担任以外の相談相手の周知（学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、いじめ対策監等）

(3) 保護者・地域への積極的な情報提供依頼

- PTA総会、学校運営協議会、学校だより、HP等での情報提供依頼
- 事案発生時に、関係する児童の保護者への確実な情報提供を行う。

(4) 関係機関との連携

- いじめ事案対応マニュアルに即した迅速かつ組織的な対応を進める。
- 教育委員会への直ちに報告をはじめ、その他の機関（警察、エールぎふ、子ども相談センター、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー）からの情報活用、情報共有、連携

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置 いじめの未然防止、早期発見・対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、法第22条・条例第18条に基づき「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。

(1) 構成員

- <学校職員> 校長 教頭 いじめ対策監、生徒指導主事 学年主任 教育相談主任 養護教諭等
- <学校職員以外> 学校運営協議会委員長 保護者代表 主任児童委員 人権擁護委員
スクールカウンセラー スクールロイヤー（弁護士）

(2) 内容

- ① 学校基本方針の策定、実施及び検証
- ② いじめに係る相談体制の整備
- ③ いじめの早期発見のための情報収集、記録、及び共有
- ④ いじめの認知
- ⑤ 被害児童及びその保護者の支援、並びに加害児童等の指導及びその保護者への助言
- ⑥ 学校の教職員に対する研修、並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- ⑦ その他、校長が必要と認める事項

5 未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

教職員の動き	児童の活動	保護者・地域との連携
年間 教育相談ケース会(随時)	よさ見つけの累積 毎月 3 日はいじめについて考 える日 <u>ICT</u> を活用「ここたん」の実施	
4月 「いじめ防止基本方針」の周 知 いじめ対策の共通理解 児童の実態情報交換	学級のルール作り 児童会「いじめゼロ宣言」の確 認	「方針」のHP掲載 学校だより等での学校運営方 針の説明
5月 「いじめ防止等対策推進会 議」 生徒事例研①	「花の輪よろしく会」等人間関 係づくりの行事 異年齢集団遊び	学校運営協議会の開催 PTA総会での説明・啓発 懇談会で学級経営の説明 PTA役員会での情報交流
6月 いじめ防止強化週間 (6月26日～6月30日) 心のアンケート実施	異年齢集団遊び	長森南子どもフェスティバルの 開催 PTA役員会での情報交流
7月 「いじめについて考える日」 (7月3日) 情報モラル教育の研修	異年齢集団遊び 1 学期の振り返り	「夏休みの生活」プリントでの 情報提供及び啓発 PTA役員会での情報交流 県いじめ調査
8月 生徒指導・いじめに関する研 修		
9月 インターネット状況調査	人間関係づくりを重視した 「運動会」の実施	PTA役員会での情報交流
10月 心のアンケート実施 生徒指導事例研②	情報モラル講話(6 年生)	PTA役員会での情報交流
11月 いじめ防止月間 全校朝会 「いじめ防止等対策推進会 議」	人権学習「ひびきあいの日」異 年齢集団による児童会行事 「花の輪フェスティバル」の開 催	夢生き生き文化フェスティバル の開催 学校運営協議会での中間報 告
12月 人権週間「ひびきあいの日」 実施学校評価の実施 保護者評価・アンケートの実 施	成果と課題から新たな「いじめ ゼロ宣言」の制定 2学期の振り返り	親子情報モラル教室の開催 個別懇談の実施保護者評価・ アンケート 第 2 回県いじめ調査
1月 心のアンケート実施	異年齢集団遊び	PTA役員会での情報交流

2月	アンケートの実施次年度の取組計画作成 「いじめ防止等対策推進会議」	「6年生ありがとう会」の開催異年齢集団遊び ピンクシャツデー (いじめ反対の意思表示)	学校運営協議会で年間の認知状況等を報告懇談会での情報交流
3月	配慮を要する児童に関する申し送り事項の整理、引継	1年間の振り返り	PTA役員会で次年度の計画及び取組を説明 第3回県いじめ調査 問題行動調査(文科省)

6 いじめ問題発生時の対応マニュアル 【困難課題対応的生徒指導】

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

いじめ防止対策推進会議で方針を確認し、事実認識や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- いじめの兆候を把握した場合、或いはいじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止対策推進会議を開催する。
- 直ちに校長の指導のもと組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。また、重大事態について速やかに教育委員会に報告する。
- いじめの事実が確認できた場合は、迅速にいじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に寄り添った支援と、いじめを行った児童への指導、並びにその保護者への助言を継続して行う。
- 謝罪に至るまでの指導過程の中で、いじめた児童が自分の過ちを自覚し、いじめられた側の児童や保護者の思いを受け止めて反省することができるよう指導する。
- 謝罪後も保護者と連携して双方の児童を見守り、特にいじめを受けた児童の心のケアに留意するとともに、二次被害や再発の防止に努める。
- 学校いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者、指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例20条に基づいて明示）
いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。深刻な状況の場合、いじめを受けた児童が自死を選択しないよう、職員及び保護者で見守る体制を作る。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(3) いじめ解消の定義

- いじめの解消については、単に謝罪をした事実だけを捉えて解消したと安易に捉えず、次の状況が確認されるまで継続的に指導・見守りを行う。
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が継続している
 - ② いじめられた児童が心身の苦痛を感じていない
 - ③ ①及び②の状態が、3か月継続している

7 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること
- ③ いじめの未然防止の取組に関すること

8 個人情報の取扱い

- ・ いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においてもアンケート等が資料として重要なことから、いじめの事実が記載されたアンケート、児童自筆のメモ、関係職員作成資料、その他関連する資料を指導記録として残し、児童の在籍期間及び卒業後5年間管理保管し、進級及び進学において確実に引継ぎがされるよう徹底する。
- ・ いじめに関する記載のない心のアンケート等は、保存期間を1年とする。
- ・ 1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）